

議案第 3 3 号

越前町国民健康保険織田病院事業の設置等に関する条例の一部
改正について

越前町国民健康保険織田病院事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年
越前町条例第 1 8 0 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

越前町長 高 田 浩 樹

越前町国民健康保険織田病院事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

越前町国民健康保険織田病院事業の設置等に関する条例（平成17年
越前町条例第180号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、第5
号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

（8）放射線科

第2条第3項第4号中「理学診療」を「リハビリテーション」に改め、
同号を同項第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

（5）脳神経外科

（6）肛門外科

第2条第3項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の
次に次の1号を加える。

（2）消化器内科

第2条第3項に次の3号を加える。

（12）泌尿器科

（13）皮膚科

（14）その他病院事業管理者が定める診療科目

附 則

この条例は、公布の日から施行する。